

令和3年第4回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和3年9月14日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年9月24日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹後 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊	地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人	監 査 委 員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 中村 修穂
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

12番 風口 尚 君
13番 小林 豊 君
 - 第 2 議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
 - 第 3 議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
 - 第 4 議案第54号 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
 - 第 5 議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
 - 第 6 議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
 - 第 7 議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- (討論・採決)
- 第 8 議案第 58 号 令和 2 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 9 議案第 59 号 令和 2 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
(討論・採決)
- 第 10 議案第 60 号 令和 2 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (討論・採決)
- 第 11 議案第 61 号 令和 2 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
(討論・採決)
- 第 12 議案第 62 号 令和 2 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
(討論・採決)
- 第 13 議案第 63 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 14 議案第 64 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 15 議案第 65 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(討論・採決)
- 第 16 議案第 66 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(討論・採決)
- 第 17 議案第 67 号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について
(討論・採決)
- 第 18 議案第 68 号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について (討論・採決)
- 第 19 議案第 69 号 令和 3 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 20 議案第 70 号 令和 3 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・採決)
- 第 21 議案第 71 号 令和 3 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)
- 第 22 議案第 72 号 令和 3 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)
- 第 23 議案第 73 号 令和 3 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)
- 第 24 議案第 74 号 令和 3 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)
- 第 25 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願 (討論・採決)
- 第 26 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
(討論・採決)

- 第27 請願第 3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を
求める請願（討論・採決）
- 第28 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願（討論・採決）
- 第29 発議第 6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書について（討論・採決）

追 加 日 程

- 第 1 議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第5号）
- 第 2 発議第 7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書
- 第 3 発議第 8号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書
- 第 4 発議第 9号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を
求める意見書
- 第 5 発議第10号 防災対策の充実を求める意見書
- 第 6 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

- 議長（山口 和宏） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、令和3年第4回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（山口 和宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
12番 風口 尚 君 13番 小林 豊 君
の2名を指名いたします。

◎日程第2 議案第52号から日程第12 議案第62号

- 議長（山口 和宏） 次に、日程第2、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳
出決算の認定について、ないし日程第12、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会
計決算の認定についてを一括議題とします。
各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査
の報告書が提出されております。
これから予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。
予算決算常任委員会委員長 坪井信義君。
- 予算決算常任委員長（坪井 信義） ただいま議長から予算決算常任委員会の審査報告

を求められましたので、ただいま議題となっております各会計決算の認定についての審査結果を報告します。

去る9月17日の本会議において、本委員会に付託されました議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、計11件の議案審査を9月21日午前9時45分から……、訂正します、10時45分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席と議長同席の下、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告並びに結果を報告いたします。

初めに、決算認定においては、議会が決定した予算が適正に執行されたかを検証し、行政施策の質や効果はどうであったかを主眼に置き、今後の予算編成や財政運営の改善に資するよう審査を行ったところであります。

まず、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての主な審議は、歳入において、自治体運営の基幹的自主財源となる町税について、法人町民税の推移と分析、固定資産税の不納欠損における主な要因、またコロナ禍による影響などの質疑が応答されました。歳出では、農林水産費で有害鳥獣駆除の対策、土木費では河川に係る工事請負費の繰越理由について質疑がありました。本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査結果は、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を認定すべきものと決定しました。

次に、議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、公営企業会計移行及び将来的な公共下水道への統合の検討についての説明を求めました。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を認定すべきものと決定しました。

次に、議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての審査結果は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を認定すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査結果といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第54号 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第58号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 令和2年度玉城町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第59号 令和2年度玉城町病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号 令和2年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第60号 令和2年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第61号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第13 議案第63号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第13、議案第63号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第63号 玉城町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号から日程第18 議案第68号

○議長 (山口 和宏) 次に、日程第14、議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ないし日程第18、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託についてを一括議題にします。

各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されております。

これから総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 北守君。

○総務産業常任委員長 (北 守) 議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る9月17日の本会議において、本委員会に付託されました議案5件の審査を9月21日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧していただくこととし、主な事項の報告及び審査結果をご報告いたします。

まず、関連する議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、担当課長から併せて説明があり、下水道料金25%増加することで、一般会計からの繰り出し額を抑えることができ、コロナ対策をはじめとする住民サービスへの財源として活用できることから必要であるとの追加説明がありました。

後、委員から下水道料金25%値上げの根拠、考え方、環境保全を含めた住民周知の徹底について、またパブリックコメントの結果に対し説明を求めた。これに対し、担当課より、まずこの値上げは、経営戦略の第1段階の値上げであること、国の使用料料金の指導に基づき1立米150円を一つの目標値とし、副町長、上下水道経験課長及び現在の上下水道課の職員をメンバーとした内部料金検討委員会で11回にわたり協議を行い、25%の値上げを決定いたしました。住民周知については、施行する令和4年4月までの半年間、チラシの配布、ホームページでの窓口の開設など、また住民ニーズに合わせ新たな手法も考え、住民の理解を得たい。パブリックコメントの結果は、妥当な料金設定なのか、現行の料金と比較し、この設定で健全経営になるのかなど20件からのご意見を

いただいた。ホームページへ掲載し、回答とさせていただきます。

また、町長から、なぜ近隣の市町より安い料金設定で、玉城町として下水道整備に力を入れてきたのか。当時、玉城町の生活環境をどうしていくかというテーマでの行政改革を進めていった結果、安い料金設定として早期普及を目指した経緯がある。水質がよくなってメダカが復活してきたことも現実である。監査委員からも健全経営で運営していくようにとのご指導もあり、今回の改正に至ったとの説明がありました。

質疑は終了し、中西委員から、経済が底を打っているこの時期に値上げは時期が悪い、計画の決め事が曖昧と判断したとのことで反対討論があり、奥川委員からは、我が町の将来を考え、今のままだと雪だるま式に負債が増えるかもしれない。ここは住民の協力を得るときである。経済の見通しも分からない現在、今の時期での改正を判断したのはよいタイミングであると考えたとの賛成討論がありました。採決の結果、挙手多数で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はなく、中西委員より、議案第64号と同様、経済が底を打っているときの値上げは時期が悪いという趣旨の反対討論があり、採決の結果、挙手多数で、可決すべきものと決定しました。

議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について、経費の負担についての質疑応答がありました。質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について、委員から、行政間を超えた料金経理についての説明を求め、後、担当課より、上水と下水では異なり、行政間を超えて下水道計画を変更することはできない。当該地、あくまでも伊勢市の区域外流入という扱いであり、下水道は伊勢市条例に基づき、受益者負担使用料は伊勢市が徴収する。玉城町へは玉城町条例に基づき伊勢市から負担をいただくという、そういう流れになっているとの事務の説明がありました。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

これで総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

経済が底を打っているときの値上げは時期が悪い、本当にこれに尽きると思います。生活に関わるもののほかの値上げもあり、町民、住民の生活が回復していない現状での改正には反対です。

以上です。

○議長(山口 和宏) 次に、賛成者の発言を許します。

10番 奥川直人君。

○10番(奥川 直人) それでは、議案第64号の玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ただいま反対討論がありましたけれども、賛成討論をさせていただきたいと思います。

この条例改正、これにつきましては、いわゆる料金を変えるということでもありますけれども、これにつきましては、行政側としましては、自治区並びに住民の皆様方に、パブリックコメントで全戸にご意見を聞いているということをしています。特にそのパブリックコメントなりいろんな中から、特に大きな問題というか反対とか出ていなく、一応住民の皆様方がご理解いただいていると、この状況についてご理解いただいていると、このように思いますので、賛成をさせていただきたいと思います。皆様方のご理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議長(山口 和宏) ほかにございませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手多数です。

よって、議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

よって、議案第65号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

内容は議案第64号と同じですが、経済が底を打っているときの値上げは時期が悪い、これに限ります。生活に関わるもののほかの値上げもあり、町民、住民の生活が回復していない現状での改正には反対です。

以上です。

○議長(山口 和宏) 次に、賛成の討論はありませんか。

13番 小林豊君。

○13番(小林 豊) ただいま議長の許可を得ましたので、議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

下水道料金につきましては、これまで応分の負担、すなわち値上げの議論は、幾度となく議会側からもしてまいりました。しかしながら、町当局におかれましては、一貫して公平性を保つために、ほぼ全町、下水道の完備が終了するまでは料金形態を変えないとの方針でした。着目するのは、この公平性だと思います。

下水道の接続については、議員各位もご存じのように、農業集落排水フレックス事業を皮切りに現在に至っています。その間、約20年近くの月日を費やしてまいりました。言い換えれば、町民の下水道の使用には、タイムラグがあったわけです。表現は適切でないかもしれませんが、早期に下水道の接続した方々と直近での接続された方々との料金の差があつては、早期に接続された方々が得をし、直近での接続した方々が損をした感を持つてはいけないとの配慮からだと考えます。

また、一般財源からの繰入れということは、下水道の使用の有無、使用料の多い、少ないにもかかわらず、全町民が均等に負担するということにつながりかねます。果たし

てこれが正しい姿なのでしょうか。

なお、現在コロナ禍で経済が冷え込んでいるのに、なぜこの時期にということは誰もが考えることではありますが、今定例会に提案され、先ほど認定された令和2年度一般会計決算での町民税においては、予算に対して法人税はマイナスですが、個人はプラスになっています。すなわち当町においては、個人、一般の方々において、コロナウイルスでの影響は少なかったということになりかねません。

このことは、給付金等の措置制度があったからこそ、この結果になったのかもという感があります。しかし、3年度はどう推移するか予想できませんが、同様にコロナウイルスもどのように推移していくか、誰もが予想できません。いたずらに料金値上げを先送りすることは、玉城町の将来を見据えたとき、私は正しい姿ではないと思います。

以上の理由をもちまして、賛成討論とさせていただきます。議員各位の常識あるご判断をご期待申し上げます。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

賛成討論。

（「賛成、賛成討論します」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 先ほどの議案に対しまして、私は賛成討論をもう一度させていただきたいと思います。これは、第66号の玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

先ほど申しましたように、この農業集落排水も含め、下水道料金改正が今回行われますが、コロナ禍である、コロナ禍でない以前の大きな玉城町の問題でありまして、これは課題の大きな一つでありました。今に始まったことではありません。宮川流域下水道の今までの施設建設がやっと終わったということ、そして維持、保全管理に業務が移行してきたこと、そしてそれと広域維持管理費の負担増などもありますし、今まで建設企業債、いわゆる借金をしながらこの事業をやってきましたが、いよいよ償還せねばならないということも始まったということが理由になっております。玉城町の将来を考えますと、改正せざるを得ないという時期となったことでもあります。

しかし、少し町民の皆さんにお知らせするタイミングが少し遅かったかなということではありますが、先ほど申しましたように、自治区の皆さん、自治区から回覧をしていただき、または、住民の皆さんにパブリックコメントでの意見聴取などを行った結果から、住民の意見も踏まえた行政の判断だと言えますので、この案件につきましては賛成をしていきたいと、このように思います。どうか議員各位のご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

よって、議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

よって、議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

よって、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第69号から日程第24 議案第74号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第19、議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第24、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算

(第1号)を一括議題にします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 坪井信義君。

○**予算決算常任委員長(坪井 信義)** 議長から予算決算常任委員会の審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計補正予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

去る9月17日の本会議において、本委員会に付託されました議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について、合計6件の議案審査を令和2年度の決算審査に引き続き、町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と議長同席の下、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び結果を報告します。

まず、議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第4号)について、歳入では、固定資産税の減額、コロナ禍における企業の動向などについて説明を求めました。歳出では、主に新規計上である事業に対して詳細な説明を求めたほか、民生費、一般職員給料減額に伴い、理由及び会計年度任用職員を含めた保育現場の状況確認、農林水産費では、農道、のり面に係る原材料計上について基準を明確にすることなどの意見がありました。商工振興費の町内企業紹介動画制作委託料の増額理由では、参加要望企業の増及び情報発信による企業の魅力、求人効果も期待しているとの説明でありました。教育費においては、お城広場改修工事請負費の追加計上について、本会議での質疑内容も踏まえ、今後の町としての方向性について十分な検討をされたいとの意見がありました。

その他、様々な質疑に対し説明がなされ、本案に対しての討論はなく、採決の結果、挙手全員で、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)ないし議案第72号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての審査は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について、工事請負費増額については、経年劣化による岩出配水池機器修理による増額補正であること、また、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)については、宮川流域下水道維持管理負担金増額について詳細な理由を求め、負担金単価の増及び計算方法が計画流入から実績流入への変更ということでありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、本案を原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第71号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第72号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「進行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第73号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第25 請願第1号から日程第28 請願第4号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第25、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし日程第28、請願第4号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。

これから請願ごとに討論、採決を行います。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める

請願は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、請願第4号 防災対策の充実を求める請願は、採択することに決定いたしました。

◎日程第29 発議第6号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第29、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第6号の意見書は、本日中に関係方面へ提出しますので、

ご了承願います。

ここで暫時休憩いたします。換気も含めてちょっと10分間休憩させていただきます。
10時5分からお願いしたいと思います。

(午前9時54分 休憩)

(追加議案を配付する)

(午前10時04分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開いたします。

休憩前に続きまして、議事を進めさせていただきます。

また、休憩中に追加議案を配付させていただきましたので、ご了承願いますようよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(山口 和宏) ただいま令和3年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし閉会中の継続審査の申し出についてが提出されました。

この際、議案第75号ないし発議第11号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号ないし発議第11号を追加日程第1ないし追加日程第6とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第75号

○議長(山口 和宏) それでは、追加日程第1、議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正については、緊急事態宣言が続く中、コロナの影響を受けながらも事業を継続されておられます事業者の皆様へ、いち早く支援が届けられるよう、追加議案として審議をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,212万8,000円を追加し、予算総額を68億9,382万8,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を1,212万8,000円追加計上しております。

歳出では、農林水産費において、認定農業者支援対策として給付金219万円を新規計上し、商工費においては、三重県の実施する地域経済応援支援金及び酒類販売事業者等

支援金を受ける事業者に対し、玉城町独自に上乗せして支援する支援金1,065万円を新規計上しております。不足する財源については、予備費で調整いたしております。

なお、補足は副町長から説明をさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 町長。

○町長（辻村 修一） 失礼しました。ただいまの提案説明の中で、玉城町独自に支援する支援金1,065万と申しあげましたけれども、訂正をさせていただきます。支援金1,650万円が正しい数字でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年8月の三重県まん延防止等重点措置及び三重県緊急事態宣言発出に伴い、厳しい状況にある町内の中小法人、個人事業主の方々へ緊急に支援を行うものでございます。

予算書に沿って説明をいたしますので、1ページのほうをお願いいたします。

1条におきまして、歳入歳出それぞれ1,212万8,000円を追加し、予算総額を68億9,382万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をいたしますので、7ページのほうをお願いします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分として、追加交付の内示を受け、地方創生臨時交付金1,212万8,000円を追加し、1億1,390万8,000円といたしております。

次に、歳出のほうを説明申し上げますので、8ページ、裏面のほうをお願いします。

6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費においては、コロナ禍により21年産、もとい21年産米の米価が大きく下落していることから、町内の認定農業者に対し、経営規模、水稻の作付面積に応じて3段階、4ヘクタール未満が3万円、4ヘクタールから20ヘクタール未満の認定農業者が5万円、20ヘクタール以上の方が10万円の支給金を給付するもので、合計で219万円を新規に計上をいたしております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費においては、三重県が実施する8月、9月の売上げ30%以上減少の影響に応じて支援する地域経済応援支援金及び酒類販売事業者等支援金を受ける事業者の方々に対し、町独自施策といたしまして三重県と同額を上乗せし、支援金を給付するもので、150件を見込み、合計で1,650万円を新規に計上をいたしております。

また、50%減以上の影響のある事業者の皆さん方におきましては、国の支援金と併せての併給も可能といたしたところでございます。

14款予備費では、財源調整のため656万2,000円を減額し、5,338万3,000円といたしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議賜りますよう
よろしく願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定によ
り、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

発言を許します。

6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第5号）、こ
れの農林水産費について、二、三お尋ねします。

農業振興費として交付金、給付金ありますが、認定農業者支援給付金とありますけれ
ども、玉城町には、ご存じだと思いますけれども、個人で米作りされている方もたくさ
んあります。兼業農家とか定年退職してから、機械が壊れるまでとか、体が続く限り
やっている方たくさんいます。これあくまでもこれ認定農業者なんでしょうか。

そして、その前に、これはさっきの説明で田作の農家と承っております。米農家のそ
ういった認定農業者だけに支援するのか、そういった個人でやっとなる人はどうなのか、
お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） まず、議員お尋ねの農業全般的な支援ということで聞か
せてもらいますので、これ、まず6款の農林水産費については、認定農業者でございま
すが、7款の商工費のほうにあります玉城町地域経済応援・酒類販売事業者等支援金と
いうものは、三重県のホームページでも見てもらうと分かっていただけなんですけど、農
業という一くくりになっていますもので、その方が兼業であろうと専業であろうと比較
はしてございませぬので、農業という部類で見てもらうのであれば、7款の商工費のほ
うの支援の対象になっています。6款のほうの農林水産費ですが、こちらのほうにつき
ましては、認定農業者で水稻を作ってみえるということを限定しております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） それでは、この6款のほうでは、あくまでも認定農業者の支援、
その給付金。それで、今の説明では、7款の商工振興費、この中に玉城町地域経済応
援と酒類販売事業者等支援金、そして、今の説明では玉城町地域経済応援、この中に個

人でやっている米農家も含まれるということですか。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 議員仰せのとおりです。
（「再度質問です」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） ということは、米農家、玉城町の米農家、ほぼ全てが支援の対象になるということになりますね。そして、認定農業者とこの7款の商工費で給付される個人でやっている米農家の方、給付金の額に差はあるんですか。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） まず、7款のほうで、全てというよりは、やっぱり30%以上のマイナスというか、収入の減があるということが対象なんで、全員に配るというわけではないものですから、昨年8月、9月、今年8月、9月を見て、農家の方で30%以上減の方については対象になります。

支給額ということについてですが、そのことにつきましても、30%以上から70%未満、それから70%以上から90%未満、90%以上ということで、この中でもさらに、何とか、被害の額といたらいいのかな、収入の少なかった額を分けて、対象として金額を分けています。これでいいですか。

○6番（山路 善己） はい、よく分かりました。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 10番、奥川です。

ただいまの玉城町一般会計補正予算（第5号）の中の山路議員さんも質問がありました農林水産費の認定農業者支援給付金についてお聞きをします。

もう1点は商工費についてもお聞きをしますが、まず、先ほど認定農業者と一般農業者をなぜ区分するのかというふうなことを私はお聞きをしたいなと思っています。先ほどお話あったんですけども、今年の米価に対して、この認定農業者の補助するよと、先ほど21年度産米かなの収穫で、一般の方にはその30%やったかな、減額された方につきましても国として支援をしていくと。町もどれだけ入っているのか知りませんよ、それは。町の負担分をまた教えてくださいということで、なぜ認定農業者なのかということで、私、今日、これ7つ質問あるんで、ちょっと覚えておいてな。1つ、まず、なぜ認定農業者なんかということで、今年下落したと、2,700円下落したことについて、町としてなぜそれを負担するのかと、そこになぜ差をつけるのかということをもう一度お聞きをします。

一般農業者も農地を守っていますよね。それで、農業生産を同じく苦しい中で営んでいただいているし、同じ生産者であるということが、基本的に私は、これは前提にすべきだなとこのように思っています。これ1点目です。

2番目は、この予算は国から140万円、町から79万円、いわゆる町費、町税を活用した支援をするよというふうになっています。一般農家を入れないのは不平等ではないのかと、このように思います。ちゃんとその一般農家の方は所得税、固定資産税等納税しているはず、一般の農業者への支援をしていただく必要があるのではないかと、不平等ではないかと、このようなことが2点目です。

3番目、認定農業者への支援とコロナ禍であることは、これは認定農業者への支援、それとコロナ禍である、これは、1つはある意味では別問題かなと、このように思っています。認定農業者は、認定農業者としての今後の玉城町の農業を守るため、認定農業者のみの小手先の支援でなく、将来を見据えた農業政策を考えているのか、いないのか、一応そういうビジョンはありますけれども、具体的にそれがうたわれていないので、その辺のビジョン、構想があるのか、これをお聞きします。当然、人材育成資金とか技術支援とかいろんなことがありますんで、そういった支援はあるのか、これ3番目です。

次、4番目、先ほど申しました小手先的手段と、私はこのように勝手に思うとるんですが、失礼ですけれども、しないよりはましですが、この支援金額をするのであれば、何か少な過ぎへんかと、こんなふうに思っています。

対象金額は、先ほど副町長から話ありましたけれども、これ47軒の農業者でいいのかな、これちょっと1点確認しますけれども、合計すると47軒になりますんで、それで1軒4ヘクタール未満が3万、4ヘクタールから20ヘクタール未満が5万円、それで10ヘクタール未満が10万円と、面積別に支給されます。しかし、よく考えてみると、田んぼの1反、いわゆる10アールで2万1,600円減収と、一般農家も含めてですよ、こうなるわけですね。1反で2万1,600円の減収に今年なるんですよということで、それを支援するのに、それやったらそれでもう一つも少し考えたらどうやと。20町やっとして、40町未満で3万円とか、こんなことでは、4町やな、少な過ぎへんかというふうなことで、もう少し支援をするならめり張りのついた支援をしていただけないかなと。

ですから、要はこの支援というのが、これ5番目ですよ、5番目にいきます、何を一体目的にしようとするのだろうかということです。ただ、これだけ困っているから、3万円か5万円か10万円したら、したことになるやないかというのか、抜本的な、この担い手をこの危機から救うためにどうしたらいいのかというふうなものになっているのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

6番目、苦戦を受けている、これは農産物っていっぱいあるんですよ。なぜ米なんやと。これは今度、柿とか苺とかいうものに対してそういう支援するのか、この将来、先々の考えをしっかりと示してもらわないと、認定農業者も含めて農家の方々は、何や米だけかということになったら、これまた不平等やというふうになりますねん。その考え方を整理して、お答えをいただきたいと思います。

あと最後、7番目ですけれども、米の追加加算ってあるんですよ、あるんですよ。今、1万円だと言っていますけれども、これ来年7月になったら幾らになるか分からない

いやんか。去年は728円か、追加したんですよ、ありました。1年たった最後に、売れ切ったときに、これだけになりましたというんで精算されるわけですよんか。今はまだこれ、これだけ減らしたから、2,700円減らしたから、もしかすると経済が少しよくなって、追加加算が1,000円か1,500円か、もしくは2,000円になるかも分からん、こういうことだってあり得るんですよ。だから、この考えはちょっと考え甘いんちゃうかなと、こんなふうに思いますので、その辺の答弁を、お考えをお聞きします。

もう1点は、次は商工費いきます。

商工費の中で、玉城町の地域経済応援、これは、何かこういうのが入りますと、初めて私、聞いたんですけども、提案説明の中にこれも入れてもろうとくとよかったんですが、今聞いて米もあるのやなど、それで、酒類販売業者支援金という形で、国、県から1,072万8,000円支援があつて、町費で577万2,000円、合計1,650万円を出しますと、支援しますと。そこで、この計画作成で、対象業者は業者区分、件数、それで8月、9月の2か月調査したんかなと。その調査の中で、これぐらいだろうという試算をされたのか、その結果をお聞きしたいと思います。このいわゆる予算をどう算定して、町費の577万2,000円をどう分配するんやということをお聞きしたいと思います。できたら、上から言うて。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） まず、1番目のなぜ認定農業者だけという話、これ実は今年、去年も含めてですが、やっぱり認定農業者ってメリットがないという、私もここに来て聞かせてもらっています。国的には頑張ってもらう農家を応援するという意味で、利息とかそういう補填はあるようなんですが、なかなか目に見えていないという話も聞いています。去年も農業共済のいわゆる収入保険のほうの補填をお認めいただいて、今年もやらせてもらっておりますが、やっぱり認定農業者を増やしていきたいという思いがありますもので、ここは認定農業者に限らせていただいて、まだ今から認定農業者になろうという方ももちろん該当しますので、今の人しか駄目というわけではないので、ご理解いただきたいなと思います。

2番目も、ちょっと1番目と答えが一緒かなと思っていまして、その認定農業者を増やしたいという思いから、2番目の回答もちょっと同じという形ではよろしいでしょうか。

○10番（奥川 直人） ちょっと待つて。これちょっと僕、ちょっとちゃんと答えてほしいもので、これ質問じゃないのよ、私のね。

町費79万出しとるやんかと、なら一般農家はどうなんやという、一般農家。一般農家の人もこの税金払っとるよ、79万のうちに。それは還元せなあかんちゃうの。

○産業振興課長（里中 和樹） 議員、その一般農家も、だから今から、認定農業者って誰でもなれる、このやる気を買うわけなので、今の認定農家に限っとるわけではないと、ということで、先ほどの、何というんですか、今から認定農業者になる方も対象にはな

りますので。

○10番（奥川 直人） 一般農家の現実には8月……。

○議長（山口 和宏） 奥川議員、それは質問で返つとんやで一旦聞いてください。

○10番（奥川 直人） いや、それはちゃんと答えてもらわな困るの。

○産業振興課長（里中 和樹） そういうとりあえず2番は、今の農家の方も認定農業者になるのであれば、なっていたくのであれば対象になりますということで、ご理解いただきたいなど。

3番目が、認定農業者の方とコロナ政策は別という考え方というふうにおっしゃって見えましたけれども、私は、その認定農業者がコロナで被害を受けるとという話も聞きますもので、この米の概算金で。別ではなく一緒に、ここは事業者として対象とさせてもらつとるというふうを考えております。

4番目の額が少ないというお話ですが、去年の一時金の10万円というのをマックスに考えて、そこからちょっと額を大体割り出しております。

5番目の目的も同じで、1番目と、やっぱり玉城町で認定農業者を増やしたいという思いがやっぱりありますもので、認定農業者の方というふうを考えております。

6番のなぜ米というふうにおっしゃいましたけれども、7款の商工費におきましては、米だけではなく、農家というくくりになっていますので、ここではちょっと米だけではないというふうにご理解をいただきたいと思っています。

7番目の米の追加加算のことですよね。概算金という話ですもので、ここはJAの方とも相談しました。それが、来年どうでしょうかという話の見込みを、見込みしかも無理ですもので、今の段階では、今年はなかなか難しいやろなという話も、ちょっと農協と相談して聞かせてもらっておりますということで、ご理解をいただきたいなと思います。

7款の商工費ですが、ここですけれども、先ほどと同じ個人事業主というくくりと法人、中小企業、法人じゃない、中小企業というくくりの中で対象とさせてもらっていますので、その米だけではない、ここでも同じで、米だけではなくて、農業をされとる方で、実際に今、米という話出ていますけれども、米以外でも所得として下がつとる方は対象になっていますので、ちょっと米にリンクされがちですけれども、米だけではなくて農業というくくりで対象にしていますもので、ご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） それでは、2回目の質疑をしますが。

○産業振興課長（里中 和樹） もう1点、すみません、いいですか。3、150、数の大体のおおよそのこと、めどをという話を聞かれたと思います、すみません。

それは、去年の持続化給付金の対象、約300件やったんですね。ここを1年間で300件やったものですから、今年は8月、9月ということで、全部ではないやろということで、

それを150ぐらいに大体見込んだというふうにご理解いただきたいなと思います。

以上です。

(「答弁漏れ」と呼ぶ声あり)

○産業振興課長(里中 和樹) すみません、申し訳ないです。対象者は県の受給者を対象にしていますので、調査ってそういうこと違いますか。どういうふうに対象を絞るかという話ですよ。それは県の受給者を……。

(「暫時休憩しますか」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) ちょっと暫時休憩しますね。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開いたします。

10番 奥川直人君。

○10番(奥川 直人) 2回目ですな。じゃ、例えばこの先ほど言われた玉城町地域経済応援金、これは認定農業者も当然もらうよね。一般農業者はもらいますよね。じゃ、今回は何で認定農業者なの。意味が分からない。今年だけ、今年だけ何であれなの。そこにも国の考えと玉城町の考えにギャップがあるわけですよ。国は、地域経済応援という形で一般の農家も全てしますよと言っとるわけですよ。玉城町は、認定農業者と一般農業者を区別して、認定農業者だけ今回は支援をしますと言っとるわけですよ。ということは、なぜそこに認定農業者なのかなというふうな、この限定をした理由を明確に答えていただきたいなと思います。

里中課長が理解しているか、理解していないか分かりませんが、この町税、町費を79万円、今回支援するわけですよ。認定農業者の人に。認定農業者の人にですよ。これは、一般農業者もこの納税しとるわけですよ。一般農業者の方も納税した、固定資産税も出した、そのお金から、ここで一般財源から出すということは、そういう一般農家も出した税金がここへつぎ込まれるということになるわけやろ。それおかしくないかと。何で認定農業者なんやと、一般農業者も困っているやんか。一緒の価格の減額に遭って、私とかでも8万円ぐらい。ここに4名の方が農業していますよ、この人はないわけや。支給ないわけや。せやけれども、実質はそれだけ減収になつとるわけですよ。

聞きますよ、じゃ。一般農家は軒あつて、一般農家はどれだけ面積あるねん。教えてください、これ。答えてね。それも比較したはずやと思うんだよ。それぐらいにしておくか。2回目は、この辺にちょっとポイントを絞っていきなさいと思います。

○議長(山口 和宏) 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長(里中 和樹) 先ほどと答弁がかぶってしまつて申し訳ないんですけども、本当に認定農業者をやっぱり玉城町でも増やしていかなあかん、そもそも認定農業者というんがいわゆる農業、昔、ちょっとこれ農業者はというところ言うんですけれど

ども、認定農業者は認定農業者制度、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自ら創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

これが、いわゆる農林水産省の認定農業者制度のことになるんですけども、町としても認定農業者をやっぱり増やしていかないかんという思いもあって、そういう方々に守っていただきたいというところから、政策として認定農業者を増やしていかなあかんと。もちろんお米だけではないですけども、いろんな作物がありますものでという意味で、今回は認定農業者に対してと。だけれども、今からなっただいてもいいので、ちょっとそこはちょっとご理解いただきたいなとは思ってますけれども。

(「農業者、面積、面積は」と呼ぶ声あり)

- 産業振興課長(里中 和樹) すみません、ほんでちょっと農家の面積というと。
- 10番(奥川 直人) 調べて。一番大事なことやもの。一般農家がどれだけあってな、そこ大事なことやものだから。そういうの試算していないやろ。
- 産業振興課長(里中 和樹) 試算というと、どの試算でしょうか。
- 10番(奥川 直人) 試算って、あんた方がこれ計画するとき、一般農家の方がどれだけおって、どれだけ面積あんのやということぐらい調べてないとき、いかんちゃう。その人は納税しとるやんか。
- 産業振興課長(里中 和樹) 納税は別として、農家の方が大体……。
- 10番(奥川 直人) 別とちゃう。大事なことや。
- 産業振興課長(里中 和樹) いえ、農家の方は700人ぐらいいるというのは把握しております。
- 議長(山口 和宏) ちょっと暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時42分 再開)

- 議長(山口 和宏) 再開いたします。

産業振興課長 里中和樹君。

- 産業振興課長(里中 和樹) 大体まず玉城町の田畑が1万2,000として、今、認定農家の方々に約4,000ヘクタールの3分の1の面積を主食料米として管理していただいております。

以上です。

- 10番(奥川 直人) 何戸あるの、何軒。
- 産業振興課長(里中 和樹) 認定農業者ですか。
- 10番(奥川 直人) ちゃうちゃう、一般さ。
- 産業振興課長(里中 和樹) 農家は約700人ぐらい。
- 10番(奥川 直人) 700人。

○産業振興課長（里中 和樹） はい。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 700名の方が見えるわけですよんか。この人に補助せんわけよ、この今回は。それで、面積も3分の2ほどは一般農家の方が担ってくれているわけですよんか。その方は、700名の方は、1反当たり2万1,600円減額になるわけよ。ほとんどその方は、恐らく今の、何ていうのかな、ライスセンターというか農協へ供出をされると思っていますよ。ということは、もろにこの厳しさを感じておるのは、一般農家とちゃうんですか。私、そう思いますよ。

それで、それだけの土地を、面積を一般の方に管理してもらってですよ、担い手も分かりますよ、でもそこをもう少し大切にしないと、そういう人たちもういいんかと、じゃ玉城町も支援してくれんのやったら、もう辞める、辞めておくかということにはならないのかなということは、これは意見、意見ごめんなさいね。

じゃ、次、3回目、質問いきますよ。それも、考え教えてね。

認定農業者のメリットがないって、先ほど答弁の、1回目の答弁で答えられましたね。これは、認定農業者がメリットないというのは、誰がメリットつけたの。メリットというのは誰がつけるの、メリットあるかないか。それは自分かもしれないけれども、どこが支援するんだろう。

例えば、この玉城町食料農業農村計画ってあるけれども、これに対して担い手をどう育てるといこと、具体的に書いていないんですよ。これがないのに、今、担い手、担い手って支援をするけれども、そのプロセスをもう少し明確に、計画があるのかないのかというのを、僕はこれ何か聞きましたよね、質問の中でね。もう一度それ答えていただきたいと思います。

あと、米だけなんかという質問も1回目にしたと思うんですよ。これはいろんな畑の物とか、柿とか、これは、そういう支援はどんな判断をしてどうするのか。米は分かりやすいですよ。全農が幾らで出したということで分かりやすいからやったけれども、これは安易なんですよ、私見たら。結果が出たからこうするというんなら分かるけれども、今ファジーな価格の中でこういう判断したということが、やや浅はかじゃないかとこのように思うし、じゃ、ほかの農産物についてはどうされるのか。牛肉もあればいろんなことありますよ。どう考えているんですか、教えてください。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） まず、2番目の質問からですけども、先ほども言いましたけれども、7款にあります商工費のほうの支援金というのは、先ほど言いました農業だけ、失礼しました、農業だけれども全体的で、しかも米だけではないので、米だけ支援しているというのやないです。

質問を元に戻して、どういうふうにと話なんですけど、実際、私のほうが、この多分全部がまだ出てきてはおりませんが、去年と今年収入を見させていただいたところ

で判断をさせていただくということですので、先ほど奥川議員がおっしゃったように、今年と去年の差が一般の農家にもある、その方がもし30%以上あれば、こちらのほうで支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

(「じゃ議長、これで終わりますけれども」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) はい。

○10番(奥川 直人) 町としてのもう少し考えと、あと一般の、確かに担い手分かるんですけども、一般農家の方の支援もこれも大事だと。足元を見せちゃったら駄目よ、こう思いますのでよろしくお願いします。

○議長(山口 和宏) いいですか。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番 奥川直人君。

○10番(奥川 直人) ただいまありました玉城町一般会計補正予算(第5号)について、反対の討論をさせていただきます。

特に先ほど質疑でさせていただきました農林水産費の関係が主なものになりますけれども、確かにコロナ禍にて農産物、主に米の価格は下がっています。稲作農家は、先ほど聞きました700軒あると、そのうちの数十軒の方にこの支援をする、いわゆる700軒近い方が、農業を営んで減収となるというわけであります。

今回の認定農業者支援給付金は、なぜ認定農業者に限定されるのかということもお聞きをしましたが、正しい答えが来ていません。支援金総額は219万、そのうち、先ほど申しましたように一般財源、町税で79万円、219万の36%ウェートを占めておるわけです。一般財源の町費を使うのであれば、稲作農家全戸を対象とすべきである。この全戸が、今回減収となっておるわけでありますから、もう少し視野を広げた形で、玉城町の農業行政をしていただきたいと思います。いわゆる平等対応をすべきだと、このように思うてます。

そして、特に対象外の一般農家は、間違いなく先ほども申しました所得税も払っている、そして土地、固定資産税も納めている。本来、一般農業者への支援を町として、700名もいてるんですから、本来は手厚くすべきではないかとこのように考えているので、一般農業者を忘れていただいても困ります。

今回の補正予算は、農業者間に不平等を招くことから、全ての農家にすべきであるということ、本来、方向を示さなくてはならない玉城町の農業政策を、農業の未来を明確

にも今されていないと思いますので、今後、追加払いも、米の追加払いもあることもしっかり考慮しながら判断をすべきではないかと、このように思っています。

今回の提案につきましては、この農業支援については、安易、浅はか、小手先支援と言わざるを得ないというふうに思います。この農家、玉城町の農業を守っているのは、この目立たない小さな農家の人が700名もおられるわけですから、その方こそ、認定農業者も必要ですけれども、その人こそしっかり支援を致すべきだとこのように思いますので、今回の認定農業者のみの支援については、反対をさせていただきます。議員各位の、また農業を営んでいる皆さんも見える中で、公平、公正に、平等に支援をいただきますように、皆様方のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。ほかございませんか。

6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 山路です。

議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算、これに少々、今の反対討論された方、多少なりとも勘違いしていらっしゃることもあると思いますので、この件について、私、賛成の立場で討論させていただきます。

私、質疑でお尋ねしましたところ、認定農家以外、玉城町、待ってくださいね、商工費の中で玉城町地域経済応援、この中に認定農業者以外にも支援をするとおっしゃってまして、ただ、これ30%以上の減収あるかどうか、これはまた締め切らん分からないと思います。それから、認定農業者、これ何にも難しいことありません。これからも加入できると、これ私、事前に、前々からこれは私も知っておりました。

ですから、この支援いただきたいといいますか、この玉城町地域経済応援に該当しない方は、認定農業者になれば、これはちゃんといただけるわけで、これはもう一つ、玉城町独自の支援で、歳入でこれ補助金もらってしているもので、それから補助金というのも税金です。皆さんの税金です。何にも私は不公平は、不公平感はないと考えております。ですから、この議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算、これについて私は賛成の立場で討論させていただきました。皆さん、その辺よく考えて、採決に当たっていただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

したがって、議案第75号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議第7号から追加日程第5 発議10号

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第2、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書ないし追加日程第5、発議第10号 防災対策の充実を求める意見書を一括議題とします。

お諮りします。

発議第7号ないし発議第10号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明、質疑を省略することに決定いたしました。

これから発議第7号ないし発議第10号について、意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、発議第8号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める

意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、発議第9号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号 防災対策の充実を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、発議第10号 防災対策の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第7号ないし発議第10号の各意見書は、本日中に関係方面に提出しますので、ご了承願います。

◎追加日程第6 発議第11号

○議長(山口 和宏) 次に、追加日程第6、発議第11号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（山口 和宏） お諮りします。

これで今期定例会に付された事件の審査は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「議長」「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議ありですか。

（「異議あり」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議ありを皆さん、認めますか。

（「急ぎますかって、ちょっと訂正をしてほしいの、発言の」「休憩」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 休憩。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

異議なしと認めます。

したがって、令和3年第4回玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たり、町長、挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

今期定例会の提案の全ての議案につきまして、原案承認を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

また、会期中に賜りました貴重なご意見、今後の町政推進に参考にさせていただきたいと思っています。

ここで1点、紹介をさせていただきますと、去る9月21日に中日新聞の1面記事で、「スムーズなワクチン接種」ということで、志摩市さんの事例が記事になっておりましたけれども、玉城町の場合も、志摩市さんの接種率を4ポイント上回る接種でございます。現在の接種率でございます。このことは、議会はじめ町の皆さん方の温かいご理解、そして何よりも本泉院長をはじめ開業医の先生方の取組、熱心な取組に対して、心から敬意を表する次第でございます。

もう1点は、ご質問等もいただきました中にごございましたように、やはり長引く感染対策、行動制限がございまして、特に小中学生、あるいは高齢者の皆さん方もそうでございますけれども、健康面、精神面、そして小中学生の皆さんに当たっては、やはり学習面での遅れというふうなことも心配をして、そして先般お聞きをいただいておりますように、9月22日から通常の学校生活に戻っておると、こういうことでございます。

しかし、感染が発生した場合には、直ちにその対策を取っていくということには変わりはないわけでございます。今後も国や、あるいは県や近隣の町の動向を十分見極めな

がら、町としての必要な対策を講じてまいりたいとこんなふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆さん方におかれましても、引き続きのご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 閉会に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

第4回定例会、滞りなく、皆さんの活発なご意見の下、無事終わらせていただくことを心より感謝申し上げる次第でございます。いろいろ間に至らぬ点もありましたけれども、皆さんのご協力をいただき、今日無事に済ませさせていただきました。本当にありがとうございます。

本日はご苦労さんでございました。

(午前11時03分 閉会)